

高齢者（23価）肺炎球菌ワクチンの定期予防接種について

■対象者

- ①②のいずれかに該当する方
- ①生年月日が左記の範囲に該当する方で、肺炎球菌ワクチンの接種を受けた事がない方

昭和27年4月2日

昭和22年4月2日

昭和17年4月2日

昭和12年4月2日

昭和7年4月2日

昭和2年4月2日

大正11年4月2日

大正6年4月2日

昭和29年4月1日現在60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、肺炎球菌ワクチンの接種を受けた事がない方

■接種対象期間

4月1日～平成30年3月31日の間に接種してください。

※定期接種の機会は一生涯で1回のみです。5年後ごとではありません。

■費用

接種費用のうち3,500円を助成。

※医療機関では、接種料金と助成額の差額をお支払いください。

■持参するもの

①接種券（対象者の方へ通知します。必ず、医療機関へお持ちください。）

②健康保険証等の年齢・住所を確認できるもの

■その他

接種する際は、事前に医療機関にお申し込みください。

市外の医療機関で接種を希望される場合は、手続き方法が異なる場合がありますので、事前に必ず、健康増進課までご連絡ください。

高齢者（23価）肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を継続します

■対象者

市では、従来から実施しておりました任意接種についての助成を継続実施しています。次に該当する方は、定期対象期間前後でも助成を受けられます。

■対象者

市に住民登録、または外国人登録があり、定期接種の対象の方で、次の①～③のいずれかに該当する方。

①接種日において、満70歳以上の方

②5年以内に肺炎球菌ワクチンを接種していない方

③過去に助成を受けていない方

※脾臓を摘出している方、公害認定患者は保険適用となるため対象になりません。

■助成金額

助成額は定期予防接種と同額の3,500円です。（生涯1回）

■接種方法

接種券が必要となります。事前に健康増進課まで接種券の発行を申請してください。

定期予防接種について

平成29年度中に接種が必要となる予防接種は次のとおりです。

■MR2期 1回接種

平成23年4月2日～平成24年4月1日生（年長児）
接種料金は市が負担しているため無料で接種できます。

翌年度以降は全額自己負担となります。

■二種混合 1回

平成17年4月2日～平成18年4月1日生（小学校6年生）
小学校卒業後も13歳未満（13歳の誕生日の前日）までは無料で接種できますが、可能な限り小学校6年生での接種をお願いします。

その他の定期予防接種も接種対象期間があります。不足分がある方は、対象期間内の接種をお願いします。

※相談日以外でも随時保健師が相談をお受けします。

相談

「みんなの健康相談」

「眠れない、食欲が落ちた、体や頭が重い」など、誰にも相談できずにつらい思いをしている方はいませんか？

相談することで、今のつらさが少しでも軽くなればと思います。

■日時

5月9日(火)
午後2時～4時

■場所

市役所

■相談員

精神科医

■料金

無料

※予約制となりますので、5月2日(火)までに予約をお願いします。

